

## 財務 VOL.113

(平成30年8月25日発行)

## 医療法改正～「関係事業者との取引の状況に関する報告書」

医療法人の場合、毎事業年度終了後3ヶ月以内に「決算届」を都道府県知事に提出することになっているのはご存じの通りですが、平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」により、提出書類が追加され、これまでの「事業報告書」「財産目録」「貸借対照表」「損益計算書」「監事の監査報告書」に加えて新たに「**関係事業者との取引の状況に関する報告書**」の提出が義務化されました。

この改正は平成29年4月2日以降に開始する事業年度より適用が始まっているため、“平成30年4月決算法人より”既にこの新法に対応した書類の提出が求められ、以後に決算期末を迎える法人は随時対応が必要となります。

### 1. 導入の目的

この改正は、医療法人と所謂MS(メディカルサービス)法人を含む関係事業者との関係の透明化・適正化が必要かつ重要との観点から導入されました。

### 2. 改正された医療法条文(原文)

医療法人は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に「事業報告書」「財産目録」「貸借対照表」「損益計算書」「**関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。)**との取引の状況に関する報告書」その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければなりません。

### 3. 「報告制度」の対象となる取引相手

#### 〔個人〕

- ①「医療法人」の役員またはその近親者  
(配偶者または二親等内の親族)

#### 〔法人〕

- ②「医療法人」の役員またはその近親者が代表である法人  
③「医療法人」の役員またはその近親者が株主総会や取締役会等の議決権の過半数を占めている法人  
④「他の法人」の役員が「医療法人」の社員総会や理事会の議決権の過半数を占めている場合の「他の法人」  
⑤③の法人の役員が「他の法人(当該医療法人を除く)」の株主総会や取締役会等の議決権の過半数を占めている場合の「他の法人」

このように、同族役員、及び同族役員が関係する法人、同族役員以外でも実質的に医療法人の支配的地位にある他の法人役員、及びその関連法人と、**関係性が考慮される**ほぼすべての相手先が対象とされています。

### 4. 「報告制度」の対象となる取引

- ①関係者との取引に係る**事業収益または事業費用が1,000万円以上**であり、かつ**総事業収益または総事業**

**業費の10%以上**を占める取引

- ②関係者との取引に係る**事業外収益または事業外費用が1,000万円以上**であり、かつ**総事業収益または総事業業費の10%以上**を占める取引  
③関係者との取引に係る**特別利益または特別損失が1,000万円以上**である取引  
④関係者との取引に係る**資産または負債の総額が総資産の1%以上**を占め、かつ**1,000万円を超える残高**になる取引  
⑤関係者との**資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が1,000万円以上**であり、かつ**総資産の1%以上**を占める取引  
⑥関係者と行われた**事業の譲受または譲渡の場合、資産または負債の総額のいずれか大きい額が1,000万円以上**であり、かつ**総資産の1%以上**を占める取引

※以上のように、**報告すべき取引の金額基準は、まずは1,000万円がひとつの目安**となってきます。収益や費用等、金額が固定的な取引は別として、例えば貸付金・借入金等がある場合、可能であれば事業年度末までに精算する等の対応を検討することが重要です。

### 5. 報告書に記載すべき具体的項目

#### ○MS法人に対する取引の記載例

〔種類〕: 役員の近親者が代表である法人  
〔名称〕: 株式会社〇〇  
〔住所〕: 大阪市〇〇町～  
〔総資産額〕: 254,300千円(※法人の総資産額)  
〔事業の内容〕: 不動産賃貸、業務委託等  
〔関係事業者との関係〕: 給食委託業務  
〔取引の内容〕: 給食委託業務  
〔取引金額〕: 15,000千円  
〔取引条件及び取引条件の決定方針等〕:  
取引価格は市場価格を参考に決定している

#### ○個人に対する取引の記載例

〔種類〕: 役員  
〔氏名〕: 田中一郎  
〔職業〕: 医師  
〔関係事業者との関係〕: 当法人理事長、不動産賃貸  
〔取引の内容〕: 賃借料の支払い  
〔取引金額〕: 12,000千円  
〔取引条件及び取引条件の決定方針等〕:  
不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している

以上のように、申告すべき内容は**かなり詳細**であり、個別の取引について市場価格等から判断して妥当な水準を逸脱する場合には**医療法が禁止する「剰余金の配当」にあたる**として**指導を受ける可能性もあります**ので、**取引金額の決定**にはこれまで以上に**慎重な対応**が求められます。